

ESG投資を踏まえた不動産特定共同事業等検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「ESG投資を踏まえた不動産特定共同事業等検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、不動産投資市場の更なる発展に向け、個人投資家等の投資意識の向上や不動産特定共同事業における一層のガバナンスの確保に係る施策等について検討を行うことを目的とする。

(座長)

第3条 検討会に座長を置く。
2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(会議)

第4条 検討会は冒頭のみ公開し、検討会の内容は非公開とする。
2 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、検討会資料の全部又は一部を公開しないことができる。
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和元年9月27日から施行する。